

令和元年6月17日現在

機関番号：33917

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2015～2018

課題番号：15K03890

研究課題名（和文）現代中国におけるコンテンシャス・ポリティクスの推移と到達点

研究課題名（英文）The Change and the Level attained of Contentious Politics in China

研究代表者

松戸 庸子（MATSUDO, Yoko）

南山大学・外国語学部・教授

研究者番号：30183106

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,600,000円

研究成果の概要（和文）：強権国家化する現代中国で発生する「異議申し立て」現象を、主に陳情活動、言論・思想闘争（日中戦争中の英雄譚への疑義提起事件）を材料として考察した。特に習近平体制下ではリベラル派も左翼活動家・思想家もどちらも排除される傾向にある。史実は学术界ではなく党が認定し、労働運動も党のコントロールから逸脱することは許されない。

しかしながら、中国国民の大多数は大勢としては共産党統治を支持しており、急速に発展発達するデジタル統治を中国の国民は安易に受け入れる。パターナリズム、賢人思想、党・政府と国民との相互依存関係、愛国主義や対外膨張主義の成長・拡大の再生産が続いている。異形の資本主義と呼ばれる所以である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

世界第二位の経済大国に成長した中国は、市場経済国と認められることを望むが西側先進国からは拒絶される。中国が「異形の資本主義」とされる所以は、自由・公正原理や法治主義の後退で、その淵源は党治（共産党独裁）を基盤とする強権国家化の進展である。こうした趨勢はデジタル技術の進歩によって一層強固になっている。本研究が考案した「デジタル档案制度」という新タームは中国の支配構造の新しい局面を照射し、それへの警戒感が極めて微弱である点も中国の社会や意識構造の特異性解明の一つの鍵となる。理論研究と並行し現地でのアンケート調査や実地調査の準備も進めた。地域や方法次第では調査研究が可能である点の実証された。

研究成果の概要（英文）：In our study we considered the Contentious politics phenomena occurred in Contemporary China from view point of petitions controls on free speech and thought. Under the rule of President Xi Jinping, Liberalists and Left-wing activists are eliminated by the government. Historical facts are authorized by the Communist Party, not by academic society, and labor movements are allowed only under control of the Communist party. Nevertheless, most of the Chinese people support the Rule by the Chinese Communist Party, and accept the digital Rule that is developing rapidly in recent years. Paternalism, sages-thought, addiction between the party-government and the people, patriotism and the oversea expansion are under reproduction. That is why China is labeled as an odd-looking Capitalism.

研究分野：社会学

キーワード：デジタル档案制度 対外膨張主義 監視社会 異形の資本主義 暗黙の保証 ポスト・モダン ポピュリズム 強権国家化

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

本研究チームの2名は、研究開始以前に6年間に亘って、「信訪(陳情)」現象、「集合行動(特に貴州省の蘆安事件)」と中国人の社会・政治意識について実証的な研究を進めてきた。陳情者26名へのヒアリング、事件現場観察と標本数800余のアンケート調査(中国華南地域)である。同類の方法(ヒアリングやアンケート調査)を用いた調査を中国現地の別地域で継承実施すると共に、中国の権力(警察や司法)装置の運用実態や、民衆の抵抗運動が民主化にいかなる成果や影響を与えてきたかを考察したいと考えていた。特に人類学者ギアーツの理論を援用した“中国国家権力のinvolution”(インド系米国人Parasenjit Duaraが提唱したパラダイム)を応用して、成功率0.2%の「信訪制度」の制度的強靱性を説明し、21世紀に入った現代中国でも機能する(していた)各種の管制メカニズム(労働矯正制度やその亜種)や、司法への共産党の介入等の運用実態、および共産党統治に対する民衆の支持基盤(意識)を実証的に検証したいと考えていた。

2. 研究の目的

上記のような問題関心のもとで、于建嶸(中国社会科学院農村問題研究所)の「contentious politics 論」の立論を起点として、まず、于建嶸、謝岳(上海同済大学)、李連江(香港中文大学)、応星(中国政法大学)や李宏勃(中国外交学院)らの調査研究から得られた知見や理論枠組みの成果をフォローし、新しい視点を発掘する。集団陳情、集団抗議事件や異端宗教弾圧(特に法輪功など)の実態を明らかにし、異議申し立て行動に対する当局(共産党と政府)のスタンス、処罰や行動上の論理を理解する。法制化された中国の陳情現象は毛里和子が論断するような“中国社会の底辺問題”では決してなく、法治が未熟で、共産党による独裁体制が産み出した中国的な統治システムが顕現した現象であることを論証していきたい。中国民衆の政治社会・意識についてアンケートを使い標本数800程度の回答を集めたい。前回は華南地方だったので今回は中国の北方の地域で実施すべく、問題関心を共有できると同時に、豊かな調査経験を持つ中国人研究者を探し出して、アンケート調査の準備を始めることは重要な目的の一つとなった。

3. 研究の方法

本研究の開始が2015年であったというのは中国では現地での調査研究環境が急速かつ極端に悪化した時期に当たる。それは中国経済が構造的に成長鈍化の時代に突入したこと、共産党総書記・国家主席・軍事委員会主任の座を独占し権力固めに成功した習近平が、政権の正当性の脆弱性問題を糊塗するために、「反腐敗運動」キャンペーン - 一面で権力闘争とも呼ばれる - が始まり、予期していなかった言論・思想統制の嵐が吹き荒れた(2013年初頭の「南方週末事件」、同年4月の大学を対象とした「七不講」通達<民主化、市民社会、司法独立や共産党の歴史的過誤等について教壇で語ることを禁止>、人権派弁護士への大規模な弾圧(2014年の「709事件」などが典型)。他方で中国政府の対外的心理の過敏と委縮も加速されて各種法令が相次いで制定された(反スパイ法、海外NGO国内活動管理法、サイバーセキュリティ法や国家情報法など)。その他、2018年夏には中国への入国時に指紋登録も始まったほか、先端IT技術を利用した各種の監視体制が急速に強化された。このため、現地調査の環境は極度に悪化したことで研究方法を調整・転換し、現実に実施できたのは、言論・思想弾圧の著名なケースとなった当事者との面談、中国の北方の大学教員との調査共同関係の樹立と現地市民などとの座談会形式で実現できた予備調査と理論研究のみであった。その他にも構造化されたインタビューではないが、弁護士、ジャーナリスト、中国の紅二代(親が共産党の大幹部)に属する市民活動家(北京市)、市政府の役人(瀋陽市)、開発区幹部(常熟市)、大学教員(北京市、南京市、呼和浩特市やオールドス市)、大学生(呼和浩特市)や都市の中産階級(北京市、オールドス市や呼和浩特市、瀋陽市、常熟市や南京市)や労働者(北京市、蘇州市、瀋陽市や撫順市)など、バラエティーに富んだ幅広い中国人から、フリートークによる意見交換という形式で、日常生活の実態や生活意識、国際情勢への評価等についての情報も得ることができた。また北京では日本の大手スーパーマーケットの幹部からも中国への進出の歴史や経営面での日中比較などの情報も得られた。

4. 研究成果

アンケート調査に関しては、社会学者で調査経験を持つ中国人研究者との間で研究協力の確約が得られ、アンケート設計と中国語への翻訳まで作業が進み、科研などの研究助成金の獲得があればすぐにでも調査を開始できる段階まで漕ぎつけている。その調査地付近では、一部市民へのヒアリング(言語や監視の問題もあって中国人協力者が代行)や座談会を通して一般庶民や農民などの生活状況に関する初歩的な情報も獲得した(松戸庸子2018年論文)。

また瀋陽や南京で今回の調査研究の実現可能性を探るために、現地の社会学者との折衝や彼らの研究基地などで初歩的な観察を行ったほか、今後の調査地選定の材料として北京市での外来人口駆逐が実施された郊外地区での観察も実施した。

他方で、中国政府の監視体制の強化に伴い陳情者への接触はほとんど不可能になったため、「異議申し立て」知識人の抵抗例として、筆禍事件の一つとして中国国内での社会的影響が甚大であった、著名な雑誌『炎黄春秋』(中国共産党の改革派の拠点)の編集執行人が引き起こし

た、日中戦争当時の史実(「狼牙山五壮士」英雄譚)をめぐる党・政府と言論人との法廷闘争問題を研究した。史資料フォローと言論人当事者への聴き取りも踏まえて、共産党統治下の中国で“史実”がいかに練り上げられていくかの論理を明らかにすると同時に、司法の独立を欠く中国での筆禍事件がどのように展開し、いかなる結末を迎えるかの貴重な事例研究となった(松戸庸子 2017 年論文)

また、上記 3.「研究の方法」で述べたような中国の様々な階層の人々の生活実態や意識の理解を通じて、現代中国社会の構造的特性への試論を展開する際に、立論が現実から遊離することを自戒することが可能になった。

松戸庸子は 2019 年発表論文では、監視や社会統制の進行とその歴史的意味(“デジタル档案制度化”注)を発掘し、さらに全体主義的な社会統制と急進化する対外的な強硬外交方針の併存を考察した。「一帯一路」戦略の結びや、米中貿易戦争で顕在化した、後発資本主義ゆえの中国の経済成長の跛行性や、改革開放政策 40 年をかけて完成された中国的発展モデルの限界の一面が明らかになった。(注:档案とは、新中国で運用される統治手段の一つ。農民以外の国民の身上調書で一生涯ついて回る。就職時に正式版となり、就職、転職、異動や昇進のたびに審査対象となる。密告までも記載されるが、本人は閲覧できず、国民への圧迫感は大きく有効な支配手段の一つとなっている)

他方で産業・労働社会学を専門とする松戸武彦は、特に習近平政権下で 2017 年に始まった金融規制強化の意味を問い、「暗黙の保証」という概念を使って、政府に対する一般国民の依存意識の強靭さが金融危機回避の隘路になっているという重大な構造問題点に照射した(松戸武彦 2018 年論文)。また、2019 年論文では、2018 年～19 年初頭に展開された中国の金融・財政政策のいくつかを概観し、なぜ引き締め・規制強化から大規模景気刺激策へと反転したかを、ヴォルフガング・シュトローレクの議論を援用して、一見、特異に見える中国の政策は、債務化と債務の民間への付け替えという手法を通じて危機を先送りする回避的やり方であり、決して異形な資本主義ではないと定説への反論を行なった。最近富みに指摘される、中国の異形性解明の核心は、パターンリスティックな論理にある点を提起した。

中国の資本主義が“異形であるか否か”の点で本研究チーム 2 名の結論は一見すると正反対のものになった。しかしこの相違は、片や外交、政治や司法のレベル、片や経済・金融政策と着眼点のレベルが異なることがその主因であり、今後は二つの視点と観察結果を架橋できるような枠組みを追及していきたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 8 件)

松戸庸子、「対外拡張主義とデジタル統制が進む中国 - 異形の資本主義の政治と社会 - 」アカデミア・社会科学編、査読無、第 17 号、2019、pp.133-151

松戸武彦、「中国における景気刺激的経済政策の方向性とポスト・モダンの統制社会の関連性」アカデミア・社会科学編、査読無、第 17 号、2019、pp.1-14

松戸庸子、「オールドスにおける開発と移住 - 東勝区における生活再建とコミュニティの階層化 - 」アカデミア・社会科学編、査読無、第 15 号、2018、pp.25-47

DOI:doi/10.15119/00002364

松戸武彦、「暗黙の保証」問題と金融規制強化から見る中国社会の特質」アカデミア・社会科学編、査読無、第 15 号、2018、pp.49-70

DOI:doi/10.15119/00002365

松戸庸子、「英雄譚に正当性を付与するための論理と情理 - ネット空間で展開された『狼牙山五壮士』名誉毀損問題の意味 - 」アカデミア・社会科学編、査読無、第 13 号、2017、pp.23-42

DOI:doi/10.15119/00001216

松戸武彦、「ポストモダンと不寛容社会の台頭」アカデミア・社会科学編、第 13 号、査読無、2017、pp.59-71

DOI:doi/10.15119/00001218

松戸武彦、「ポストモダンの社会と社会意識」アカデミア・社会科学編、第 10 号、査読無、2016、pp.51-63

松戸庸子、「信訪制度に見る中国的“公民社会”の到達点」日中社会学研究、No.23、査読有、2015、pp.91-106

〔学会発表〕(計 1 件)

松戸庸子、中国リベラリズムの敗北 - 狼牙山五壮士名誉毀損裁判をめぐって - 日本現代中国学会、2017

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況（計 0 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況（計 0 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：松戸武彦

ローマ字氏名：MATSUDO Takehiko

所属研究機関名：南山大学

部局名：総合政策学部

職名：教授

研究者番号（8桁）：10165839

(2)研究協力者

研究協力者氏名：楊 常宝

ローマ字氏名：Yang Changbao

研究協力者氏名：金 太宇

ローマ字氏名：Kin Taiu

研究協力者氏名：図門傑

ローマ字氏名：Tumenjie

研究協力者氏名：洪 振快

ローマ字氏名：Hong Zhenkuai

研究協力者氏名：柴 大勇

ローマ字氏名：Chai Dayong

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。